

【すべての事業者が対象】

カスハラ対策義務化への実務対応セミナー

～2026年10月1日からの法律義務化に向けた具体的措置を解説～

昨今、事業者において対応が急務となっている「カスタマーハラスメント(カスハラ)」。2026年10月1日から、改正労働施策総合推進法に基づき、すべての事業主に対してカスハラ対策の実施が法律で義務化されます。

本セミナーでは、義務化の背景や企業が押さえておくべき法的義務を基礎から解説します。相談窓口の設置、基本方針の策定、マニュアル作成など、従業員が安心して働ける「組織的に現場を守る体制」をどのように構築すべきか、具体的かつ実践的な方法をお伝えします。

ぜひ、この機会にご参加ください。

受講
無料

日 時

令和8年9月8日(火)
14:00～16:00

講 師



弁護士法人花井・佐竹法律事務所
弁護士
花井 淳 氏
(ビジネスサポート刈谷 専門家)

会 場

刈谷商工会議所2階会議室
またはオンライン

内 容

1. カスハラ対策義務化の背景と法的義務の概要
改正労働施策総合推進法で何が変わるのか
2. 企業に求められる「具体的措置」のポイント
基本方針の策定、相談体制の構築、就業規則の整備
3. 現場を守る「対策マニュアル」と対応テクニック
クレームをカスハラにしないための基本動作

定 員

会場受講 15名(先着順)
※オンライン受講 人数制限なし

申込み・問合せ

WEBフォーム(<https://forms.gle/vXNwiwkSAnLv9qU48>・右記二次元コード) への入力または下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAXにより申込みしてください。
刈谷商工会議所(担当:杉浦) TEL:0566-21-0370 FAX:0566-24-6049



「カスハラ対策義務化への実務対応セミナー」申込書 ※このままのサイズでFAXしてください。

事業所名		業 種	
所 在 地		従業員数	
T E L		受講者名 (複数名可)	
E-mail		受講方法	1. 会場受講 2. オンライン受講

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。